

報道各社御中 ← 環境省広報室

（福島県政記者クラブ同時配布）

令和2年2月13日（木）

福島県浪江町における指定廃棄物の不適正な保管事案について

2月10日（月）に紛失してしまった件について貼り出しを行った福島県浪江町の指定廃棄物2袋につきまして、誤って産業廃棄物処理業者に引き渡されていたことが判明しました。当該指定廃棄物は、環境省が適切に処理を行う予定です。

1. 概要

- 2月7日（金）双葉郡浪江町内において、申請者によって保管していた指定廃棄物を、環境省の受託事業者が国の仮置場に搬入する予定だったところ、受託事業者から福島地方環境事務所に当該廃棄物が見当たらない旨連絡があり、紛失が発覚しました。
- 当該指定廃棄物については、当該指定廃棄物の保管場所に置かれていた他の産業廃棄物を引き取った産業廃棄物処理業者に誤って引き渡され、当該指定廃棄物の全量については、当該産業廃棄物処理業者の敷地内に保管されております。
- このことから、当該指定廃棄物は全量回収可能であり、今後、環境省が適切に処理を行う予定です。
- なお、当該指定廃棄物を搬入した産業廃棄物処理業者の敷地境界の空間線量率は $0.05\mu\text{Sv}/\text{h} \sim 0.08\mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、周辺環境への影響は現在のところ確認されていません。

2. 紛失していた指定廃棄物の情報

種類 廃プラスチック類

数量 フレキシブルコンテナ2袋

放射能濃度 $13,750\text{Bq/kg}$ 、 $91,900\text{Bq/kg}$

指定日時 令和2年1月27日

3. 対応

- 再発防止策として、改めて廃棄物関係ガイドライン等に則った保管を申請者（保管者）に周知・徹底し適正な保管をお願いします。
- 今回の事案を踏まえ、環境省でも適正保管の支援として定期的に保管状況の確認を行うこととします。

＜問合せ先＞

環境省環境再生・資源循環局
特定廃棄物対策担当参事官室
電 話：03-5521-8830
参 事 官：則久 雅司
室 長：馬場 康弘
補 佐：峯岸 律子

環境省福島地方環境事務所
放射能汚染廃棄物対策課
電 話：024-573-7547
課 長：水田 精一
担 当：三浦 弘靖

令和2年2月17日（月）

福島県浪江町における指定廃棄物の不適正な保管事案について (第二報)

令和2年2月10日(月)に発表した指定廃棄物の紛失事案について、当該指定廃棄物全量を発見し、速やかに全量回収いたしました。現在は環境省が管理する仮置場において適正に管理しております。

概要

- 本案件については、当該指定廃棄物を今月7日（金）に環境省の受託事業者により国の仮置場に搬入する予定だったところ、受託事業者から福島地方環境事務所に当該廃棄物が見当たらない旨連絡がありました。
- 事案の判明後、申請者（保管者）の保管方法が不適切だったことに伴い当該指定廃棄物が誤って引き渡された産業廃棄物処理業者に確認を行ったところ、当該業者の敷地内において当該指定廃棄物が全量保管されていました。
- これを受け、当該指定廃棄物については、今月16日（日）に全量を環境省が管理する仮置場への搬入を行い、現在は適正に管理しております。
- なお、当該指定廃棄物が誤って引き渡された産業廃棄物処理業者の敷地境界の空間線量率は、当該指定廃棄物が保管されていた時点で $0.05 \mu\text{Sv}/\text{h} \sim 0.08 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、搬出後において $0.06 \mu\text{Sv}/\text{h} \sim 0.08 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となっており、周辺環境への影響は現在のところ確認されておりません。
- 今後このような事案が発生しないように、指定廃棄物を保管していただいている申請者（保管者）への周知・徹底や環境省による適正保管の支援のための現地確認等を行ってまいります。

<問合せ先>

環境省環境再生・資源循環局
特定廃棄物対策担当参事官室
電 話：03-5521-8830
参 事 官：則久 雅司
室 長：馬場 康弘
補 佐：峯岸 律子

環境省福島地方環境事務所
放射能汚染廃棄物対策課
電 話：024-573-7547
課 長：水田 精一
担 当：三浦 弘靖

